

長柄町農業者経営継続支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の拡大による消費の落ち込み等の影響により、農業収入が減少し、営農に支障が生じている町内の個人農業者（以下「農業者」という。）に対して、営農を維持し、又は継続するための緊急支援として、予算の範囲内において長柄町農業者経営継続支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する農業者であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの農業収入（以下「令和3年農業収入」という。）が令和2年1月1日から令和2年12月31日までの農業収入（以下「令和2年農業収入」という。）と比較し減少していること。
- (3) 給付金受領後も営農を継続する意思があること。
- (4) 令和3年度長柄町中小企業等事業継続支援金の交付を受けていないこと。
- (5) 本町から賦課されている町税等を滞納していないこと。
- (6) 長柄町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等（以下「暴力団等」という。）でないこと又は暴力団等と密接な関係を有しておらず、若しくは支配を受けていないこと。

2 給付金の交付は、1農業者につき1回とする。

(不交付要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を交付しない。

- (1) 他の市町村から、本交付要綱による給付金と同様又は類似した給付金等を受給している者（受給予定者を含む。）

(2) 前号に掲げる者のほか、本給付金の趣旨・目的から適切でない町長が判断するもの

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、令和2年農業収入から令和3年農業収入を控除した額に100分の80を乗じて得た額又は5万円のいずれか低い額とし、千円に満たない端数を生じたときは切捨てる。

(交付の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長柄町農業者経営継続支援給付金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長が別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

(1) 令和2年農業収入及び令和3年農業収入が分かる書類（確定申告書、収支内訳書、帳簿、売上台帳等の写し）

(2) 申請者名義の口座の通帳の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を長柄町農業者経営継続支援給付金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により給付金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し給付金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 町長は、給付金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第6条の規定により提出した誓約書の内容に違反したと認められるとき。

(2) 申請者が、偽りその他の不正の手段により給付金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が給付金を交付することが不適切であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により、給付金の交付決定を取り消した場合において、

既に給付金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の予算に係る給付金から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。